

市民相談(4月分)
(予約は電話で)

秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

【弁護士】(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

注予約については21ページ「法律相談の予約方法などの変更」を参照してください。

【司法書士※予】

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

【税理士※予】(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※予相談日の1週間前13:00から電話予約。予約日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

シルバー人材センター「保育業務」
「子どもたちの笑顔に包まれて」

守口市シルバー人材センターでは、ふすまの張り替えや樹木の剪定、マンションの清掃の他にも、そろばん教室の講師や訪問介護サービスなど、多岐にわたる仕事内容があります。そんな中で、最近では「保育業務」の仕事が以前よりも多くなってきています。保育関係の主な仕事内容は、保育士の補助業務が主で、保育士免許が無くても保育園で働くことができます。園児のおやつを運んだり、保育室や園庭の清掃、また退園時には迎えに来る保護者の対応などを行います。他にも、「見守り隊」として、園の入り口や駐輪場で園児や保護者の誘導をするなど、保育施設で活躍しています。



吉田 由美子さん

シルバー会員の声

「子どもが大好きで、子どもと関わる事ができる仕事を希望していました。平日の午後から4時間ほど保育園で働いています。園児から手紙を貰ったり会話が増え、心からやりがいを感じます。今後自分が進むべき道の選択を増やす感覚で、気軽にセンターへ相談してみてください。」

問 守口市シルバー人材センター
TEL 06-6998-3601

「春日老人クラブ」
「喜び合える活動をめざして」

「春日老人クラブ」は、発足して54年、現在53人、平均年齢80歳の皆さんが元気いっぱい活動しています。行事として、ふれあい講座では、大正琴などの演奏に合わせて歌うなどの癒しの時間や健康・交通事故・特殊詐欺などの問題について専門の講師を招いて講演会を開催しています。再生資源集団回収事業は、アルミ缶やダンボールなどを会員が協力しながら回収し、収益を運営費に回すことで、ふれあい講座の開催や、年一回の日帰り旅行の参加費用を軽減し、気軽に参加できることにつながっています。昨年、再生資源集団回収事業の成果をアルミ缶リサイクル協会に応募したところ、春日老人クラブを含む全国で51団体が優秀賞を受賞しました。今後とも会員の皆さんが一人でも多



く喜び合える活動を目指し、さらに充実させて頑張っています。各地域の老人クラブに入会するには、おおよね60歳以上なら、どなたでも会員になります。詳しくは、事務局まで問い合わせください。

問 守口市老人クラブ連合会事務局(守口市大宮通1-13-7高年齢者健康生きたが支援室内)
TEL 06-6992-7634

「祝100回記念」の巻
「レッツくりあ」が今号で100回目をむかえます。
これから、市民の皆さんに役立つ＆楽しい4コマまんがで掲載します。

「危険物の混入禁止」の巻
えっ！かばんの中に危険物を入れて、捨てるなんて。絶対にダメ。ルールを守って、適正な廃棄をしてね。



法律相談の予約方法などの変更

4月から法律相談の仕様(予約日や相談時間など)を次のとおり変更します。

弁護士による法律相談

予約の受付開始を今までの前日水曜日から、相談日の1週間前(前週の木曜日)の午後1時からに変更します(電話受付のみ)。

注4月4日(木)の相談は4月3日(水)午後1時から予約受付。4月11日(木)以降の相談は1週間前の午後1時から予約受付。予約受付日が休日のときは、翌開庁日の午後1時から。

司法書士による法律相談

相談時間を今までの1人25分から1人30分と5分間延長し、先着8人として(午後1時から3時の間)。

問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353

消費生活センターだより

子どもがスマートフォンでオンラインゲームのアイテムを購入

【事例1】

使わなくなったスマートフォンを使い、8歳の孫がオンラインゲームのアイテムを購入していた。携帯電話会社から高額な請求書が届き、気が付いた。使わなくなったスマートフォンでもインターネットにつながり、アイテムが購入できるとは知らなかった。

【事例2】

10歳の息子がオンラインゲームのアイテムが欲しいと言うので、一回だけクレジット決済で購入した。後日クレジットカード会社から高額な請求書が届き、息子が次々とアイテムを購入していたことが分かった。カード情報を一度入力すると登録され、その後は何

もしなくても利用できるとは知らなかった。

【解説】

スマートフォンは、通信契約を解約した後も、自宅や飲食店のWi-Fi(無線LAN)環境などを経由してインターネットにつながることがあります。また、スマートフォンの設定によっては、クレジットカード情報を一度入力すると登録され、パスワードの入力が省かれているケースもあり、インターネットにつながると簡単に決済できることがあります。未成年者が法定代理人の同意を得ないで契約した場合、未成年者取り消しを主張することは可能です。しかし、インターネット上の契約は非対面の取引であるため、大人のスマートフォンで子どもに使用させていた場合は、子どもが利用したという証明が困難です。業者が応じるかどうかは個々のケースによることに

なり、未成年者取り消しの主張を通すことは容易ではありません。

子どもは、友達や大人の利用する姿をよく観察し、大人が想像する以上にスマートフォンを簡単に操作できるもの利用させる場合は、使用させる大人の管理も大切です。フィルタリング機能をしたり、誤って課金できないようパスワードを設定するなどをしたり、大人が利用する機器の機能や設定を十分確認し、良く理解した上で利用させるようにしましょう。

問 消費生活センター相談専用電話

TEL 06-6998-3600

時 午前9時30分~午後4時30分

(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日、祝日)

TEL 局番なしの188

時 午前10時~午後4時